

教生学第 6 7 5 号
平成 25 年 12 月 19 日

各 教 育 局 長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（通知）

通学路の交通安全については、平成 25 年 6 月 5 日付け教生学第 193 号通知などにより、各市町村教育委員会に対して、指導・助言いただいているところですが、このたび、別添写しのとおり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から依頼があったので通知します。

つきましては、次のとおり関係文書を送付しますので、管内の市町村教育委員会に周知願います。

また、本通知の趣旨を踏まえた取組に当たっては、【資料 1】～【資料 5】を活用し、道路管理者や警察などの関係機関と連携を図るとともに、【参考 1】国土交通省通知に参考添付されている「〇〇市 通学路交通安全プログラム（案）」を参考にするなどして、着実かつ効果的に推進するよう、指導願います。

なお、北海道開発局及び北海道警察から関係機関に対しても、同様に通知されていることを申し添えます。

記

1 通知

【写】通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

2 資料

- (1) 【資料 1】通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について
- (2) 【資料 2】開発局道路事務所管轄及び通学路対策担当者一覧（国道）
- (3) 【資料 3】道道を管轄する出張所一覧（道道）
- (4) 【資料 4】市町村担当者名簿（市町村道）
- (5) 【資料 5】警察署管轄区域

3 参考通知

- (1) 【参考 1】国土交通省通知
- (2) 【参考 2】警察庁通達

（生徒指導・学校安全グループ）



25ス学健第21号
平成25年12月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大 路 正



通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（依頼）

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、本年度においても登下校中の児童生徒等が死傷する事故が依然として発生しております。

文部科学省は、国土交通省、警察庁と協力し、平成25年5月31日に、国及び地域における「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」について取りまとめ通知したところであり、これに関する各市町村教育委員会を対象とした文部科学省のアンケート調査を行ったところです。この結果、平成25年8月末時点における公立の小学校及び特別支援学校小学部での合同点検の実施状況及び市町村における推進体制の構築状況については別添のとおりとなっており、概ね多くの地域において継続的な取組が行われているところですが、推進体制の構築などに関しては未定の地域が多くあると認識しております。

こうした状況を踏まえ、今般、各地域における通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、必要と考える具体的な方策について、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し別紙のとおり取りまとめました。

については、通学路の交通安全の要である皆様におかれましては、別紙を参考に各地域における関係機関の連携による継続的な取組が推進されますよう、御配慮をお願いします。

なお、本件については、国土交通省及び警察庁から関係機関に対しても、同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、この趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 交通安全係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111（内線2695）
FAX 03-6734-3794
E-mail: anzen@mext.go.jp

通学路の合同点検に関するアンケート調査 取りまとめ結果

第1 調査の概要

平成25年5月31日に文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」において示した、合同点検の実施や協力体制の構築について、8月31日時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査を行った。

第2 調査対象

公立小学校及び特別支援学校小学部 (21,308校)

第3 調査結果

1 平成25年度中（8月31日まで）の通学路の合同点検について

実施済み	9,849校
未実施	11,459校

1-1 実施済みの合同点検の内容

全ての通学路を点検 (新たに設定されたものを含む)	7,769校
昨年の緊急合同点検で判明した対策必要箇所のみ点検	1,243校
昨年の緊急合同点検以降に状況が変化した通学路についてのみ点検	837校

1-2 合同点検を実施した際の枠組み

緊急合同点検と同一	5,625校
既存の枠組みを活用	3,447校
その他の枠組み	777校

1-3 合同点検未実施の学校の今後の予定

今年度中に実施予定	1,777校
検討中	2,321校
今年度中に実施する予定なし	7,361校

※ 今年度中に合同点検を実施しない主な理由

- 昨年に実施した緊急合同点検で、通学路の危険箇所は全て点検・把握済みであるため。
- 新たに設定された通学路についても、学校、教育委員会、保護者等で安全点検を実施したが、危険箇所の発見に至らなかったため。
- 市町村において、隔年で合同点検をするという取組方針がすでに固まっているため。

2 定期的な合同点検に関する計画の策定状況

作成済み	293市町村
作成予定	479市町村
作成しない	973市町村

3 通学路の安全確保のための関係者の推進体制の構築状況

平成24年度末までに構築済み	609市町村
平成25年度に構築	135市町村
構築時期未定	1,001市町村

3-1 市町村の推進体制の構成状況（※ 複数回答）

学校関係者（先生、教育委員会等）	100%
道路管理者	96%
警察	94%
保護者	47%
保護者以外の近隣住民	29%
その他（学識経験者、アドバイザー等）	25%

4 学校ごとにおける推進体制の構築状況

平成24年度末までに構築済み	10,085校
平成25年度中に構築	1,131校
構築時期未定	10,092校

平成25年12月6日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。